

## 山武市「広報さんむ」広告掲載基準

この基準は、山武市広告掲載要綱（平成 19 年山武市告示第 23 号）第 5 条及び山武市広告掲載要領（令和 2 年山武市訓令第 14 号）（以下「掲載要領」という。）第 5 条の規定により、山武市が発行する「広報さんむ」（以下「広報」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### （広告の種類）

第 1 条 この基準で対象となる広告の種類は、広報に掲載する広告とする。

### （広告の規格及び広告掲載料）

第 2 条 広告の掲載枠数は、1 号広告と 2 号広告合わせて 12 枠までとし、規格及び掲載料（消費税法昭和 63 年法律第 108 号に規定する消費税及び地方税法昭和 25 年法律第 226 号に規定する地方消費税の額を含む）は、次のとおりとする。

種別	規格（1 枠につき）	掲載料
1 号広告	2 色（黒及び市の指定色） 縦 54mm × 横 83mm	1 回につき 5,000 円
2 号広告	カラー 縦 54mm × 横 83mm	1 回につき 8,000 円

- 2 広告掲載希望者は 1 回につき 2 枠分までの大きさを選択できるものとする。
- 3 広告を掲載する位置は、市が指定する位置とする。
- 4 市は、広報紙編集上支障があるときは、掲載する広報紙及び掲載する位置を変更することができる。

### （広告の掲載期間）

第 3 条 広告は、山武市広報発行規程（平成 18 年山武市訓令第 13 号）第 3 条の規定に定める毎月 1 日の発行分に掲載し、1 か月を単位とする。

### （広告掲載の申込み）

第 4 条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、山武市「広報さんむ」広告掲載申込書（別記第 1 号様式）により、市長へ申込みを行うものとする。

### （広告掲載可否の通知）

第 5 条 掲載要領第 7 条の規定により決定された広告掲載の可否については、山武市「広報さんむ」広告掲載可否通知書（別記第 2 号様式）により、申込者へ通知

するものとする。

(広告掲載内容の承諾)

第6条 広告主は、広告掲載を行うにあたり、掲載内容及び条件等を記載した山武市「広報さんむ」広告掲載に関する承諾書(別記第3号様式)を市長へ提出するものとする。

(広告の原稿作成及び提出)

第7条 広告主は、広告原稿を市長が定める期日までに、市長へ提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

3 広告内容は、掲載要領第2条の規定に該当しないことのほか、広報のイメージを損なうことがないようにしなければならない。

(広告掲載内容の変更)

第8条 広告主は、広告掲載内容を変更しようとするときは、山武市「広報さんむ」広告掲載内容変更申請書(別記第4号様式)を速やかに提出しなければならない。

(広告掲載の廃止)

第9条 広告主は、広告掲載を廃止しようとするときは、山武市「広報さんむ」広告掲載廃止届(別記第5号様式)を速やかに提出しなければならない。

(疑義等の決定)

第10条 この基準に疑義があるとき、又はこの基準に定めのない事項については、広告主と市長が別途協議のうえ定めるものとする。

(補則)

第11条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年9月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年5月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月8日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年2月5日から施行する。